平成２４年（フ）第４８号
愛知県名古屋市南区赤坪町101　ユニーブル赤坪２号館101、住民票上の住所三重県鈴鹿市野町東２丁目14番26号　メゾン花月101
破産者　創巧こと　宮村　俊正
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９９号
三重県津市安濃町田端上野987番地85
破産者　牛場　絹代
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０２号
三重県松阪市曽原町326番地２　スターブライトＢ201号、前住所埼玉県北足立郡伊奈町大字大針354番地57
破産者　四元　義和
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１６号
三重県鈴鹿市中江島町１番23号　グランド・マーキー305号室、開始決定時の住所三重県鈴鹿市東磯山１丁目27番35号　フォーレスはじめＡ―101
破産者　大森　孝伸
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４５５号
滋賀県高島市安曇川町青柳2169番地の23
破産者　有限会社コジマキッチンサービス
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４７号
神戸市中央区元町通４丁目２番19号
破産者　有限会社トラストホーム
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１０号
滋賀県草津市西草津２丁目３番12号
破産者　有限会社ベスツールシミズ
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２号
山口県下関市王喜本町５丁目４番１号
破産者　栢野建設株式会社
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
香川県丸亀市飯山町東坂元1286番地92
破産者　株式会社髙橋建築工房
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第３５号
愛媛県西予市三瓶町安土47番地５
破産者　三瓶漁業株式会社
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第２８４号
熊本県八代市新浜町１番１号
破産者　株式会社味の瑳峨
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６８６号
熊本市東区戸島町457番地１
破産者　オガタ武道具工業株式会社
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１８５号
熊本市中央区出水１丁目５番44号
破産者　有限会社メディカル・フーズ・システム
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２号
宮崎市日ノ出町76番地２
破産者　鳥越　晋二
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３０６号
茨城県土浦市高岡84番地１
破産者　萩原　健一
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第９８１号
埼玉県朝霞市岡２丁目２番51号　アークヒルズ302、破産手続開始決定時の住所埼玉県朝霞市田島２丁目12番19号
破産者　小池　　徹
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８８８号
さいたま市岩槻区西町５丁目６番14号
破産者　岡野　正男
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８８９号
さいたま市岩槻区西町５丁目６番14号
破産者　岡野　節子
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４３９号
さいたま市緑区東浦和３丁目32番地16　レインボー東浦和101号
破産者　栗原　伸之
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４４０号
埼玉県川口市芝塚原１丁目15番16号
破産者　栗原　恵子
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６４５号
埼玉県川口市青木４丁目27番26―707号　朝日プラザ川口青木
破産者　嶋村　憲司
1　決定年月日　平成24年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係